

いじめ防止基本方針

1 構想

(1) 実態

10～20人の少人数の同学年集団が同じメンバーで就学前からこれまで一緒に生活し、人間関係が固定している。子供たちは現在の人間関係の状況を当たり前のものとして受け入れているため、いじめが表面化しにくいところがある。「嫌なことを言われた。」や「嫌なことをされた。」という訴えもあり、見届けや指導をしている。

(2) 目指す子供の姿

自他の命を大切にする子
—自己も他者もかけがえのない大切な存在という思いをもって—

(3) 推進母体

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、教務主任、養護教諭で構成する「いじめ・不登校対策委員会」を母体として取り組む。

《いじめの定義》

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的及び物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が伸身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」（定義）第2条より）

2 未然防止に向けた取り組み

(1) 担任による観察

日ごろより子供とコミュニケーションを図り、情報に収集に努めるとともに、様子を観察し、変容を素早く捉える。また、保護者からの情報に耳を傾けるよう努める。

(2) 担任以外の職員による観察

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど担任以外の職員が積極的にすべての学級の様子を観察し、担任が捉えられなかった子供の変容を捉える。

(3) 「ステージパワーアップ」

5月、7月、10月、12月、3月に行う、自分の様子を振り返る「ステージパワーアップ」の内容から、子供の様子を把握する。

(4) 「ほっと面談」

1学期と2学期に「ステージアンケート」を基に、担任が一人一人の子供と面談し、様子を把握する。また、スクールカウンセラーがすべての子供と面談し、様子を把握する。

(5) 「本気でチャレンジ みんなで笑顔カード」

他者を受け入れるとともに、自分を肯定的に捉える（自己愛）ことができるように、他者や自分のよさを伝え合う。

(6) 保護者面談

7月にすべての保護者と、また、4月と12月に希望する保護者と面談を行い、情報の収集に努める。

- (7) 職員打合せ
週 1 回、職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- (8) 「子供を語る会」
配慮が必要なことについて全職員で共有し、指導の方向性の共通理解を図る。
- (9) その他
民生児童委員や学舎運営協議員、スクールガードなど、多方面から情報を収集する。

3 発生の際の対応

- (1) 管理職と生徒指導への連絡
いじめの情報を得たら直ちに管理職と生徒指導主任に連絡する。（5W1H：いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）
- (2) 対応組織
該当する子供の担任を加えて「いじめ・不登校対策委員会」で対応する。

<役割>

校長	全体統制、連絡・調整（教育委員会や警察等）、マスコミへの対応
教頭	校長の補佐
生徒指導主任	全体計画の立案と進行及び調整
担任	当該児童・保護者への対応
養護教諭	保健的視点からの見解
教務主任	教育課程の調整
（PTA代表）	助言

- (3) 保護者との連携
保護者と連絡を密にして、共通理解を図った上で、協力を得ながら取り組む。
- (4) 関係機関との連携
教育委員会と連絡を密にして、指導・助言を受けながら取り組む。（場合によっては、警察に相談する。）
- (5) その他
 - ・解消しても継続的に見届けていく。
 - ・必要に応じて、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにカリキュラムなどの調整を行う。
 - ・いじめを行った子供については、場合によっては、法令に基づき出席停止の措置を講ずる。